(傍線部分は改正部分)

(新設)	第五十二条の三の四 事業者は、第五十二条の三の二第四項第一号
5~7 (略) 二~四 (略)	5~7 (略) 二~四 (略)
第五十二条の三の二 (略) 2・3 (を関大した場合に限る。 3・3 (を関大した場合に限る。 3・3 (を関大した場合に限る。 3・3 (を関大した場合に限る。 3・3 (を関大した場合に限る。 3・3 (を関大した場合に限る。 3・4 (を関大した場合に限る。 3・5 (を関大した場合に限る。 3・6 (を関大した場合に限る。 3・6 (第一項第 2・7 (別) 2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (を関大した場合に関大した場合に限る。 3・4 (を関大した場合に限る。 3・5 (を関大した場合に限る。 3・6 (を関大した場合に限る。 3・6 (を関大した場合に限る。 3・7 (を関大した場合に限る。 3・6 (を関大した場合に限る。 3・7 (を関大した場合に限る。 3・6 (を関大した場合に限る。 3・7 (を関大した場合に限る。 3・6 (を関大した場合に限る。 3・7 (を関大した場合に限る。 3・7 (を関大した場合に限る。 3・7 (を関大した場合に限る。 3・7 (を関大した場合に取り、この号における。 2・3 (を関大した場合に取り、この号における。 3・3 (を関大した場合に関大した場合に関大した場合に限る。 3・4 (を関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に限る。 3・4 (を関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場合に関大した場	きつ個判当いと、者い労し個法者当、理一の業 二
改 正 前	改 正 後